

公共調達監視委員会審議内容

平成28年8月2日

【一般競争入札分】

1 者応札について

(委員)

1 者応札が多い。デジタル印刷機や椅子なら取扱業者も多く、入札も複数の業者が入ってこれそうな気がするが、このような結果になるのは何か理由があるのか。

(事務局)

デジタル印刷機については、今回の仕様(リソグラフ)だと、取り扱っている代理店に限られる。椅子については、定められた方法で公示し、複数の業者への声かけもその都度しているが、競争参加資格や保険料納入の証明、手続き等の条件があり、結果的に入ってきた業者が1者であった。

競争参加資格の等級について

(委員)

本来D等級の案件は上位2等級を含めB・C・Dで、本来C等級の案件も上下1等級ずつを含めB・C・D、というケースが圧倒的に多く、結果的にA等級が排除されている印象があるが、全ての等級が入札に参加できるようにには設定できないのか。その方が入札に入る業者の数も増えると考えられる。

(事務局)

通常の調達は3等級で設定するようになっている。中小企業応援のため、なるべく等級の低い業者も入ってこれるようにする。ただ、上位2等級を含めることとするか、上下1等級ずつを含めることとするかは、例えば、本来C等級の案件だが、A等級の業者しかいない場合には上位2等級を含めA・B・Cとする等、状況に応じて設定する。競争参加資格を取得する手続きがあり、また3年毎にも更新手続きがある。

No.6・18 複合機の購入及び保守契約について

(委員)

本体購入と保守契約はまとめて入札にかけないのか。

(事務局)

入札はまとめて実施する(内訳書にて購入分と保守分を確認)。契約は別になる。

(委員)

購入と保守と同じ業者が落札しているが。

(事務局)

結果的にそうになっている。

#### No.15 局・署所間の定期便運送等業務・No.16 エレベーター設備点検業務について

(委員)

競争参加資格について、なぜ A・B・C になるのか。D は加えないのか。

(事務局)

No.15 については、実質的に A 等級の業者しかいないため、A・B・C という設定になる。No.16 については、エレベーターが三菱製のものであり、三菱が A 等級のため、それを含めての設定にしている。

#### No.14 インターネット閲覧タブレット端末等の借り上げについて

(委員)

仕様書を見ると、「機能」欄に「SIM カード」とあるが、施設内で使うものなら、不要ではないのか。

(事務局)

障害時の対応のために必要。

(委員)

SIM カードの予算は別立てか。

(事務局)

別立てではなく SIM カード込みである。

(委員)

審査会の資料によると、前年度の落札業者が入ってきて、同じ端末を使用するため安くできたとあるが、毎年入札にかけるべきものなのか。

(事務局)

昨年度、大規模な情報漏洩問題があり、厚生労働省のネット接続だと、情報が漏れる恐れがあったので、システムを遮断し、新たなシステムを構築するまでの間、一時的にタブレット端末を使うようにした。当初半年ぐらいの期間とされていたが、結果的に今年度に入っても続けている。

No.16 エレベーター設備点検業務について

(委員)

予定価格はどのようにして決定しているのか。落札率が低い感があるが。

(事務局)

年度により、部品交換が必要なときもあり、毎年度同程度とは限らない。市場価格等を考慮し予定価格をたてるが、今年度は、結果としてこうなった。

複写機・複合機の保守業務について

(委員)

1 者応札で落札率が高いが、例えば、複数年の契約をすることはできないのか。

(事務局)

国の会計の原則は単年度であり、複数年の契約をすることについては、大規模な工事等に限られる。

No.17 複写機(リコー製)の保守業務

(委員)

1 回目の入札は不落だったのか。

(事務局)

応札者がいなかった。

No.31・32 人材不足分野における人材確保のための雇用管理改善促進事業について

(委員)

No.31 もNo.32 も予定価格は同じだが、契約金額がずいぶん違う。入札の時点で、何者が応札するか、入札参加者はわかるのか。

(事務局)

わからない。ただ、入札公告後、入札説明会を開催しているので、その参加人数からある程度の応札見込者数は推測できるかもしれない。

委託事業について

(委員)

1 者応札で、落札率が高いものが多いが。

(事務局)

それぞれの事業ができる業者が、県内には少ない。外にライバルがいないと、国の予算額に近い金額で入ってくる。予算書や前年度の契約額は公表されているので、それらを調べると、ある程度国の予算額の予想はつくと思われる。入札に参加できる業者がいなか発掘に努めているが、現実的

には難しい。

(委員)

入札を予定する際、応札可能な業者がどれくらいいるか調査はするのか。

(事務局)

しているが、特に委託事業に関しては、入ってこられる業者が少ない。

(委員)

他に入ってこられる業者がないのがわかっているのなら、随意契約でもいいのでは。

(事務局)

他の業者が入ってこないかという期待を込めて入札にしている。

#### 【随意契約分】

#### No.49 障害者就業・生活支援センター事業の業務委託について

(委員)

前年度・前々年度と比べて金額が倍近くになっているが。

(事務局)

取扱件数が多くなれば加配となる。その人件費の増分。

(委員)

知事が推薦しているというのは、業者の選定に県がある程度関わっているということか。

(事務局)

最終的には県(知事)が推薦するが、職業安定部である程度精査していると思う。

#### No.43・44 地域若者サポートステーション事業について

(委員)

落札率が100%に限りなく近いが、何者か入ってきたのか。

(事務局)

1者。企画競争なので、業者が企画書を提出し、最も内容がよい業者と契約する。(予定価格の範囲内で)業者が出してきた金額で契約することになる。その際、業者によっては金額を切り上げるものもいるが、今回の業者は純粋に積算した金額で出しているため、100パーセントをわずかに下回っている。

【一般競争入札分・随意契約分併せて】

(委員)

全体的に、1者応札・高い落札率というのが目につく。予算額や前年度の契約額が公開されているために、大凡の金額の予想はつくとのことだが。

(事務局)

多くの業者が入札に入ってこられる仕様にはしているが、特に委託事業などは、その事業を実施出来る業者が限定されるため、結果的に1者応札となった。